

平成 15 年 9 月 24 日
中部電力株式会社

災害発生時の体制について

1. 当社の防災体制の推移

昭和 34 年 9 月 伊勢湾台風により甚大な被害を受ける
昭和 35 年 4 月 防災に関する社内体制整備

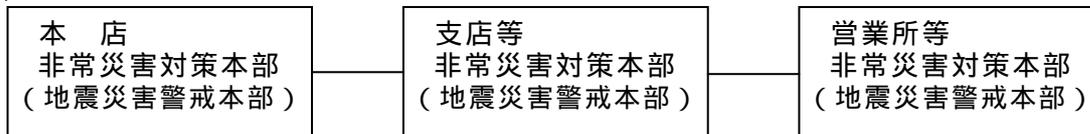
昭和 38 年 9 月
災害対策基本法に基づく防災業務計画を制定

昭和 54 年 11 月
大規模地震対策特別措置法に基づく大規模地震防災強化計画を制定

平成 12 年 6 月
原子力災害特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画を制定

2. 防災対策組織

(1) 構成



支店等：支店、支社、火力センター、原子力総合事務所等

営業所等：営業所、電力センター、発電所、建設所等

(2) 組織および任務

班 別	任 務
本部統括班	本部の設営・運営、動員要員の把握、特命事項等
対外情報班	社外向け情報対応（報道機関、行政、官庁）等
対内情報班	社内情報対応（本部指令の伝達、各種情報の収集）等
お客さま対応班	お客さま関係 P R、お客さま対応等
設備復旧班	電力設備の予防措置、復旧計画の策定等
系統運用班	電力系統運用状況の把握、電力系統の応急対策および復旧、他電力への融通要請等
支 援 班	復旧資機材の調達・輸送、他電力への資機材の応援要請、医療・防疫対策、従業員対策等
安否確認班	従業員の安否確認・救援活動等
予 備 班	本部長の指示により各班を応援

3. 災害時の体制

体制	発令基準	動員	対策本部
第一次非常体制	災害の発生が予想される場合 または発生した場合	第一次非常動員	非常災害対策本部
第二次非常体制	相当程度の被害が予想される 場合または発生した場合	第二次非常動員	
第三次非常体制	甚大な被害が予想される場合 または発生した場合	第三次非常動員	
地震警戒体制	「判定会招集報」の連絡(注) または「警戒宣言」の発令	地震警戒動員	地震災害警戒本部

・本店は供給区域内、支店等、営業所等は管轄区域内に突発的な地震が発生時した際に自動発令（震度5：第一次非常体制、震度6以上：第三次非常体制）

(注)東海地震に関する新しい情報基準の制定後「東海地震注意情報」の受理に変更予定

4. その他

阪神・淡路大震災以降は、突発型地震にも速やかに対応できるよう体制などの見直しを行い、その充実を図った。

項目	内容
体制の強化	初動体制の迅速化 供給区域内で震度5以上の地震が発生した場合は、自動的に防災体制を発令し、迅速な復旧に努める
	非常災害対策本部専用室の常設 速やかに体制が機能するよう、本店に専用室を常設
情報収集の強化	ヘリコプターの有効活用 早期情報収集を図るためのヘリコプター利用体制を確立
	通信手段の強化・拡充 従前より専用回線による通信網を構築しているが衛星通信システムを主要事業場間に導入
バックアップ体制の強化	重要施設のバックアップ体制の強化 従前以上に系統運用設備や情報関連施設のバックアップ体制を強化・拡充
	高圧発電機車の導入拡大 緊急送電用の高圧発電機車を大幅に増強 (他電力への応援を考慮し、50/60Hz両用とした)

参 考

兵庫県南部地震（H7.1.17）による電力施設の被害

電柱倒壊・傾斜など 11,289本

電線断線など 7,760カ所

停電 約260万戸（直後）、100万戸（2時間後）

（応急復旧による全戸停電回復までに6日間）

以 上